別紙様式第21号

申請日 2025年6月11日

一般社団法人　投 資 信 託 協 会
会　　長　松 下　浩 一 殿

（商号又は名称）　ＨＣアセットマネジメント株式会社
（ 代 表 者 ）　代表取締役社長　森本　紀行

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

１．委託会社等の概況

(1)　資本金の額（2025年4月末日現在）

資本金　　2億1,280万円
発行可能株式総数　　30,000株
発行済株式総数　　9,004株
最近5年間における主な資本金の額の増減
最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2)　委託会社の機構（2025年4月末日現在）

① 組織体制

委託会社の組織体制は、業務をその機能ごとに区分した「業務機能」を定義し、「業務機能」を所管する「責任者」が担当する機能において、顧客本位の業務運営に必要となる意思決定をする体制となっており、その具体的な内容が「組織規程」にて定められています。また、組織体制の変更は取締役会での承認事項として「業務分掌規程（決裁権限例表）」に定められています。なお、その組織図は以下のとおりです。

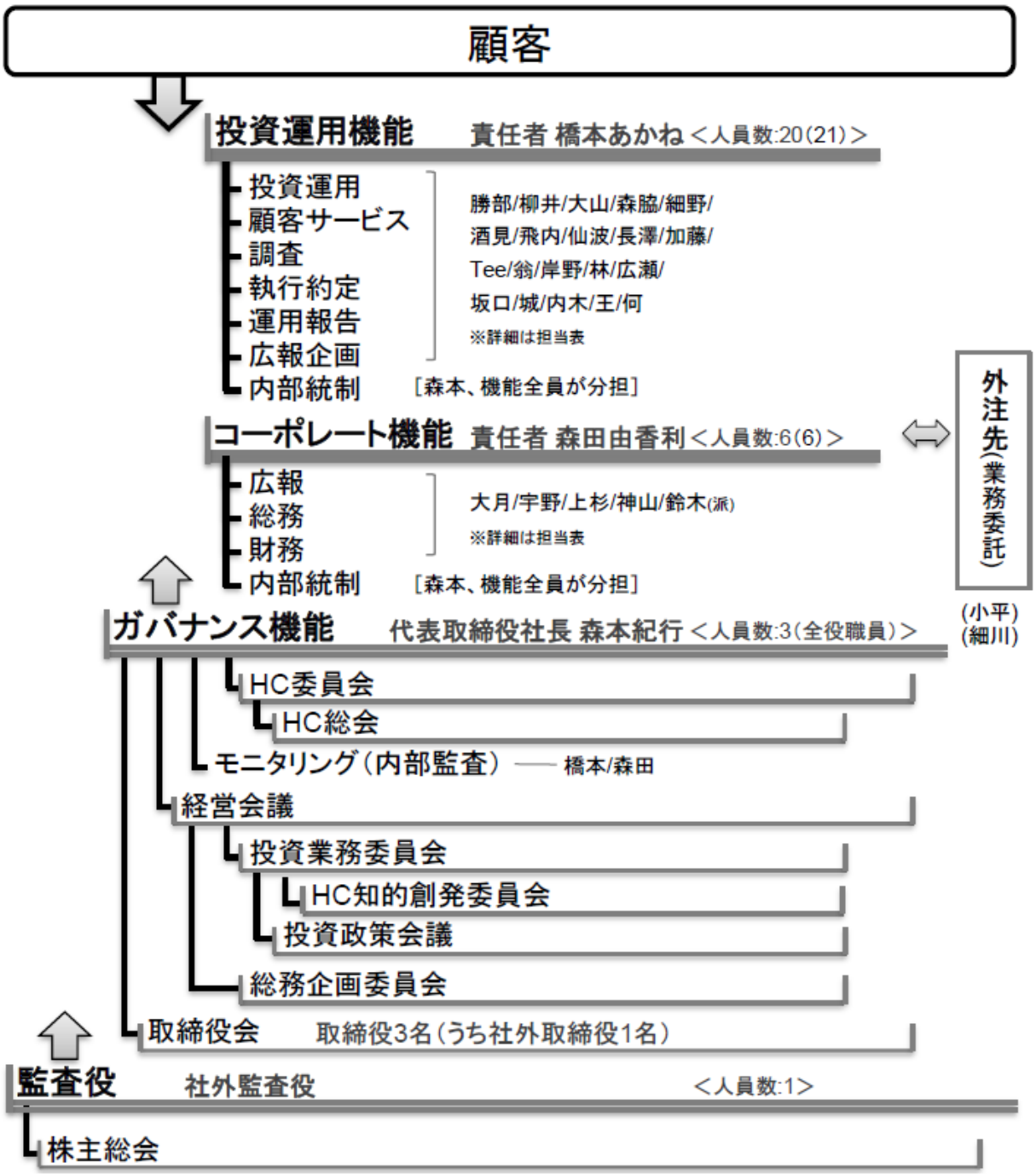

② 取締役会および監査役による業務執行の監視・監督

委託会社は、取締役会および監査役制度を採用し、取締役会および監査役による取締役の業務執行の監視・監督を実施しています。

委託会社の取締役会は、取締役3名（うち社外取締役1名）および監査役1名で構成されており、毎月1回取締役会を開催し、各業務機能の業務執行状況の報告を受けることで取締役の業務執行の監督を行っています。

監査役は、株主総会、取締役会、経営会議および委員会に出席し、役職員から報告を求め、ま

た財産の状況等の調査を通じ、取締役の業務執行の監視･監督を行っています。
取締役会および監査役が取締役の業務執行の監視･監督を行うため、法令諸規則に準拠していない業務執行が行われた場合は、その経緯および今後の対応を取締役会で報告すべきことが「過誤訂正規則」にて定められています。

③ 各業務担当の業務内容および業務分掌

委託会社は、投資信託委託業務と販売業務およびその関連業務を行います。

(1) 投資信託委託業務

ファンドの設定、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成、一部解約の実行、収益分配金の再投資等を行います。

(2) 販売業務およびその関連業務

ウェブサイトを通じて有価証券の募集（直接販売）をする業務、顧客の本人確認を行う業務、ウェブサイトを企画する業務、ウェブサイトを運営する業務、投資信託分別管理に関わる業務等を行います。

「業務分掌規程」において、業務内容および業務分掌を定めています。このうち、投資信託委託業務は投資運用機能の投資運用が担います。販売業務およびその関連業務のうち、ウェブサイトを通じて有価証券の募集（直接販売）をする業務は顧客サービスが、顧客の本人確認を行う業務は投資運用機能の内部統制が、ウェブサイトを企画する業務は投資運用機能の広報企画が、ウェブサイトを運営する業務はコーポレート機能の広報が、投資信託分別管理に関わる業務はコーポレート機能の財務が担います。

業務機能		業務内容および業務分掌
投資運用機能	投資運用	・投資運用業務
		・投資助言業務
		・投資信託委託業務
		・ファンドアドバイザリー業務
	顧客サービス	・投資運用業の顧客に関わる業務
		・ウェブサイトを通じて有価証券の募集（直接販売）を行う業務
		・有価証券の私募を行う業務
		・みなし有価証券等の私募の取扱いを行う業務
		・投資一任契約または投資助言契約締結の媒介・代理を行う業務
	調査	・投資機会の発掘を行う業務
		・運用のリスク分析を行う業務
	執行約定	・投資運用における執行、約定を行う業務
	運用報告	・運用成果と取引を報告する業務

	内部統制	・投資成果の妥当性を検証するリスク管理業務 ・規程に沿った業務手続を検証する業務 ・法令遵守態勢を整備する業務 ・顧客の本人確認を行う業務
	広報企画	・ＨＣブランド向上を企画する業務 ・ウェブサイトを企画する業務
コーポレート機能	広報	・広報の実施に関わる業務 ・ウェブサイトを運営する業務
	総務	・機関運営・経営管理に関わる業務 ・IT 基盤に関わる業務 ・人事・採用・労務に関わる業務 ・総務一般に関わる業務
	財務	・資本政策、会計、経理、経営リスク管理、税務に関わる業務 ・投資信託分別管理に関わる業務
	内部統制	・法令遵守態勢を整備する業務
ガバナンス機能	モニタリング （内部監査）	・内部管理態勢のモニタリングに関わる業務 ・法令等遵守態勢の統括に関わる業務

体制等は、2025 年 4 月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

２．事業の内容及び営業の概況

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を行っています。委託会社の運用する証券投資信託は2025年4月末現在、以下の通りです。

種類	本数 （本）	純資産総額 （千円）
追加型投資信託	5	17,649,185
単位型投資信託	－	－
合計	5	17,649,185

３．委託会社等の経理状況

財務諸表の作成方法について

委託会社である HC アセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）及び第23期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

（単位：千円）

	第22期 (2024年3月31日)	第23期 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	639,220	682,162
預託金		
顧客分別金信託	2,400	4,110
前払費用	29,231	29,482
未収委託者報酬	12,092	12,810
未収運用受託報酬	255,250	188,989
未収還付法人税等	－	6,975
その他	527	482
流動資産合計	938,723	925,013
固定資産		
有形固定資産		
建物	10,044	10,044
減価償却累計額	△5,907	△6,458
建物（純額）	4,137	3,585
器具備品	115,287	115,287
減価償却累計額	△70,898	△88,070
器具備品（純額）	44,389	27,216
有形固定資産合計	48,526	30,802
無形固定資産		
ソフトウエア	76,375	53,393
ソフトウエア仮勘定	27,500	32,450
商標権	252	204
無形固定資産合計	104,127	86,048
投資その他の資産		
投資有価証券	30,999	32,222
保険積立金	4,108	4,930
長期差入保証金	42,111	42,111
繰延税金資産	13,436	14,366
投資その他の資産合計	90,655	93,630
固定資産合計	243,309	210,481
資産合計	1,182,033	1,135,494

（単位：千円）

	第22期 （2024年3月31日）	第23期 （2025年3月31日）
負債の部		
流動負債		
預り金		
顧客からの預り金	3,800	3,110
その他の預り金	9,216	7,970
未払金	214	210
未払費用	30,667	28,475
未払消費税等	25,094	3,643
未払法人税等	28,693	－
その他	342	342
流動負債合計	98,029	43,753
固定負債		
長期未払金	31,903	35,407
退職給付引当金	500	1,233
固定負債合計	32,403	36,640
負債合計	130,432	80,394
純資産の部		
株主資本		
資本金	212,800	212,800
資本剰余金		
資本準備金	50,000	50,000
その他資本剰余金	373,250	373,250
資本剰余金合計	423,250	423,250
利益剰余金		
利益準備金	14,652	14,652
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,240,533	1,243,811
利益剰余金合計	1,255,185	1,258,463
自己株式	△838,635	△838,635
株主資本合計	1,052,601	1,055,878
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1,000	△777
評価・換算差額等合計	△1,000	△777
純資産合計	1,051,600	1,055,100
負債・純資産合計	1,182,033	1,135,494

(2) 【損益計算書】

（単位：千円）

	第22期 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）	第23期 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	30,781	36,125
運用受託報酬	635,090	571,340
その他	876	1,258
営業収益合計	666,747	608,724
営業費用		
支払手数料	39,628	41,647
広告宣伝費	7,542	5,217
調査費	31,374	26,173
委託計算費	55,075	53,693
営業雑経費	10,891	7,096
通信費	3,485	3,539
印刷費	397	397
協会費	1,795	1,966
諸会費	1,212	1,193
その他	4,000	－
営業費用合計	144,512	133,828
一般管理費		
給料	213,137	224,131
役員報酬	37,700	36,600
給料・手当	160,309	170,621
賞与	15,127	16,909
法定福利費	26,693	27,977
福利厚生費	793	788
人材開発費	2,570	2,625
業務委託費	55,715	61,270
交際費	2,758	2,550
寄付金	664	2,580
旅費交通費	4,040	4,189
租税公課	6,270	6,239
不動産賃貸料	70,907	74,160
退職給付費用	3,860	4,237
固定資産減価償却費	57,116	41,431
諸経費	12,645	14,529
一般管理費合計	457,176	466,712
営業利益	65,059	8,183

（単位：千円）

	第22期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第23期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
営業外収益		
受取利息	0	9
為替差益	2,467	－
その他	106	0
営業外収益合計	2,574	9
営業外費用		
為替差損	－	1,579
営業外費用合計	－	1,579
経常利益	67,633	6,612
税引前当期純利益	67,633	6,612
法人税、住民税及び事業税	26,784	4,265
法人税等調整額	△2,209	△930
法人税等合計	24,574	3,335
当期純利益	43,059	3,277

(3) 【株主資本等変動計算書】

第 22 期（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	212,800	50,000	373,250	423,250	14,652	1,197,474	1,212,126
当期変動額							
当期純利益						43,059	43,059
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	－	43,059	43,059
当期末残高	212,800	50,000	373,250	423,250	14,652	1,240,533	1,255,185

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 838,635	1,009,541	△1,888	△1,888	1,007,653
当期変動額					
当期純利益		43,059			43,059
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			888	888	888
当期変動額合計	－	43,059	888	888	43,947
当期末残高	△ 838,635	1,052,601	△1,000	△1,000	1,051,600

第23期（自 2024年4月1日　至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	212,800	50,000	373,250	423,250	14,652	1,240,533	1,255,185
当期変動額							
当期純利益						3,277	3,277
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	－	3,277	3,277
当期末残高	212,800	50,000	373,250	423,250	14,652	1,243,811	1,258,463

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 838,635	1,052,601	△1,000	△1,000	1,051,600
当期変動額					
当期純利益		3,277			3,277
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			222	222	222
当期変動額合計	－	3,277	222	222	3,500
当期末残高	△ 838,635	1,055,878	△777	△777	1,055,100

【注記表】
（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
２．固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。 なお、耐用年数は 4 年～15 年であります。 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づいております。
３．引当金の計上基準	退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
４．収益及び費用の計上基準	「収益認識に関する会計基準」を適用しており、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。 1．委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 2．運用受託報酬 運用受託報酬は、投資一任契約において定められた受託資産額に対して運用受託報酬料率を乗じて算出され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は投資一任口座の運用期間にわたり収益として認識しており、また、成功報酬は、対象となる投資一任口座のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（重要な会計上の見積り）
繰延税金資産の回収可能性
(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	13,436	14,366

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、 翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（株主資本等変動計算書関係）

第 22 期（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

①　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	9,004株	―	―	9,004株

②　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	6,319株	―	―	6,319株

③　剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

第 23 期（自 2024 年 4 月 1 日　至 2025 年 3 月 31 日）

①　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	9,004株	―	―	9,004株

②　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	6,319株	―	―	6,319株

③　剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

１．金融商品に対する取組方針	当社は、資金運用については預金や投資信託の受益証券を含む金融商品や預金等に限定しております。資金調達については、原則として銀行その他の金融機関からの借入に限定しております。
２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	信託財産が分別保管されている未収委託者報酬、未収運用受託報酬については、信託財産が分別保管されていることから信用リスクは限定的であると判断しております。 未収運用受託報酬の信用リスクは、債権管理事務要領に沿ってリスク低減を図っております。 投資有価証券は、投資信託受益証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。
３．金融商品に係るリスク管理体制	未収運用受託報酬に関しては、債権管理事務要領に従い、各取引先の担当者が相手先の状況をモニタリングし、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。 また、投資有価証券は定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。 加えて、各取引先の担当者からの報告等に基づき財務が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金・預金」、「預託金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「預り金」及び「未払金」は、現金であること、または短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

第 22 期 （2024 年 3 月 31 日） （単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	30,999	30,999	－
資産計	30,999	30,999	－

第 23 期 （2025 年 3 月 31 日） （単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	32,222	32,222	－
資産計	32,222	32,222	－

Ⅲ．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第 22 期（2024 年 3 月 31 日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	－	30,999	－	30,999
資産計	－	30,999	－	30,999

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託受益証券は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル２の時価に分類しております。

第 23 期（2025 年 3 月 31 日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	－	32,222	－	32,222
資産計	－	32,222	－	32,222

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託受益証券は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

第 22 期（2024 年 3 月 31 日）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	－	－	－
	(2) 債券	－	－	－
	(3) その他	－	－	－
	小計	－	－	－
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	－	－	－
	(2) 債券	－	－	－
	(3) その他	30,999	32,000	△1,000
	小計	30,999	32,000	△1,000
合計		30,999	32,000	△1,000

第 23 期（2025 年 3 月 31 日）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式			
	(2) 債券			
	(3) その他			
	小計			
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式			
	(2) 債券			
	(3) その他	32,222	32,999	△777
	小計	32,222	32,999	△777
合計		32,222	32,999	△777

２．売却したその他有価証券

第 22 期（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

第 23 期（自 2024 年 4 月 1 日　至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

３．減損処理を行った有価証券

第 22 期（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

第 23 期（自 2024 年 4 月 1 日　至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

第 22 期（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を設けており、退職給付引当金及び退職給付費用の算定にあたり、簡便法を採用しております。

なお、勤続 5 年以上の従業員に係る退職一時金は、当社退職金規程により支給額が確定していることから長期未払金に計上しております。また、従業員に係る退職一時金のうち、支給時期が 1 年以内となるものについては、未払金に計上しております。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	1,674　千円
退職給付費用	3,860　千円
退職給付の支払額	－　千円
長期未払金への振替額	△5,034　千円
退職給付引当金の期末残高	500　千円

3. 退職給付の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	500　千円
退職給付引当金	500　千円

4. 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	3,860　千円

第 23 期（自 2024 年 4 月 1 日　至 2025 年 3 月 31 日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を設けており、退職給付引当金及び退職給付費用の算定にあたり、簡便法を採用しております。

なお、勤続 5 年以上の従業員に係る退職一時金は、当社退職金規程により支給額が確定していることから長期未払金に計上しております。また、従業員に係る退職一時金のうち、支給時期が 1 年以内となるものについては、未払金に計上しております。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	500　千円
退職給付費用	4,237　千円
退職給付の支払額	－　千円
長期未払金への振替額	△3,504　千円
退職給付引当金の期末残高	1,233　千円

3. 退職給付の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,233　千円
退職給付引当金	1,233　千円

4. 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	4,237　千円

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	第22期 （2024年3月31日）	第23期 （2025年3月31日）
繰延税金資産		
未払事業税	1,828　千円	395　千円
退職給付引当金・長期未払金	9,922	11,549
差入保証金償却超過	3,674	3,782
減価償却超過額	161	－
保険積立金	3,141	3,233
その他有価証券評価差額金	306	238
その他	1,524	2,422
繰延税金資産小計	20,558	21,621
評価性引当額	△7,122	△7,254
繰延税金資産合計	13,436	14,366
繰延税金資産の純額	13,436	14,366

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第22期 （2024年3月31日）	第23期 （2025年3月31日）
法定実効税率	30.6　％	30.6　％
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.0	32.2
住民税均等割	0.4	4.4
評価性引当額	△ 0.6	2.0
留保金課税	2.9	－
税率変更による繰延税金の修正差額	－	△ 8.2
所得税額控除	0.0	△ 10.5
その他	1.0	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.3	50.4

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）」が2025年３月31日に国会で成立したことに伴い、2026年４月１日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から、2026年４月１日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は344千円増加し、法人税等調整額は344千円減少しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当該事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっておりますが、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

	第 22 期 （自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）	第 23 期 （自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）
委託者報酬	30,781 千円	36,125 千円
運用受託報酬	635,090 千円	571,340 千円
（うち、成功報酬）	63,825 千円	－千円
その他	876 千円	1,258 千円
顧客との契約から生じる収益	666,747 千円	608,724 千円
その他の収益	－千円	－千円
外部顧客への売上高	666,747 千円	608,724 千円

（セグメント情報等）

第 22 期（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

1．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業の単一セグメントですが、投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦からの営業収益が、損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

有形固定資産は全て本邦に所在しているため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める顧客はいないため、記載を省略しております。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第 23 期（自 2024 年 4 月 1 日　至 2025 年 3 月 31 日）

1．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業の単一セグメントですが、投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦からの営業収益が、損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

有形固定資産は全て本邦に所在しているため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める顧客はいないため、記載を省略しております。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者に関する注記）

第 22 期（自 2023 年４月１日　至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

第 23 期（自 2024 年 4 月 1 日　至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第22期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第23期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
1株当たり純資産額　391,657円　53銭 1株当たり当期純利益　16,037円　03銭 なお、潜在株式調整後1株当たり純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額　392,961円　22銭 1株当たり当期純利益　1,220円　71銭 なお、潜在株式調整後1株当たり純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第22期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第23期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
1株当たり当期純利益		
当期純利益　（千円）	43,059	3,277
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（千円）	43,059	3,277
期中平均株式数　（株）	2,685	2,685

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

公　　開　　日　2025年6月11日
作 成 基 準 日　2025年6月　2日
本 店 所 在 地　東京都千代田区神田神保町二丁目11番地
お問い合わせ先　コーポレート機能

独立監査人の監査報告書

2024年６月10日

ＨＣアセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三　上　　和　彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	倉　持　　奈美子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＨＣアセットマネジメント株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＨＣアセットマネジメント株式会社の2024年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2025年６月２日

ＨＣアセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三　上　　和　彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	倉　持　　奈美子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＨＣアセットマネジメント株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＨＣアセットマネジメント株式会社の2025年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。